令和６年度
第１号事業の費用算定に係る変更点について

一人ひとりの行動がみよし市の未来を彩る
AICHI MIYOSHI CITY SDGs

みよし市役所　長寿介護課

1　全体に関すること

- 地域区分は変更なし
- 処遇改善加算は、４月改定は従前の仕組みで単価見直しを反映
- 処遇改善加算の一本化は、６月改定で反映
- 同一建物減算は、国の改正に合わせて変更あり
- 高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算を新設
- 「相当サービス」のサービス名称を国の改定に合わせて「指定相当訪問型サービス」、「指定相当通所型サービス」に変更。緩和型は変更なし

地域区分	５級地
訪問介護	１０．７０
通所介護	１０．４５
介護予防ケアマネジメント	１０．７０

２－１　指定相当訪問型サービス

基本単価（1回につき）	新	旧
指定相当訪問型サービス費Ⅰ（２０分未満）	１６３単位	１６７単位
指定相当訪問型サービス費Ⅱ（２０分以上３０分未満）	２４４単位	２５０単位
指定相当訪問型サービス費Ⅲ（３０分以上６０分未満）	３８７単位	３９６単位

- 初回加算、生活機能向上連携加算は変更なし
- 口腔連携強化加算については、訪問介護と同様の内容で新設
- 同一建物減算については、訪問介護と同様の考え方に変更
- 処遇改善加算の一本化は、６月から変更
- 利用回数は、変更なし

２－２　口腔連携強化加算（新設）

基本単価	新	旧
口腔連携強化加算	５０単位	ー

- １月につき１回まで算定可能
- 口腔の健康状態評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員に評価結果の情報提供したときに算定
- 詳細は、厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生労働省告示第９５号）を参照

3　訪問型緩和サービス

基本単価（1回につき）	新	旧
訪問型緩和サービス費Ⅰ （２０分以上４５分未満）	１７９単位	１８３単位
訪問型緩和サービ費Ⅱ （４５分以上）	２２０単位	２２５単位

- 従来は、買い物の有無で区分していたが、訪問介護同様に時間で区分するように変更

４－１　指定相当通所型サービス

基本単価（1回につき）	新	月５回又は月９回算定する場合
指定相当通所型サービス費Ⅰ（要支援１）	４３６単位/回	１，７９８単位＋４３６単位
指定相当通所型サービス費Ⅱ（要支援２）	４４７単位/回	３，６２１単位＋４４７単位

- 月額算定から１回当たり算定に変更
- 要支援１は週１回まで、要支援２は週２回まで利用可
- 要支援２は月１回から算定可能、事業対象者は利用不可
- Ⅰは月４回まで、Ⅱは月８回までと国保連のシステムで定めがあるため、５回又は９回算定する場合は上表のとおり
- 処遇改善加算の一本化は、６月から変更

4－2　加算の関する概要

- 生活機能向上グループ加算、若年性認知症利用者受入加算、栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、サービス提供体制加算、生活機能向上連携加算、口腔・栄養スクリーニング加算、科学的介護推進体制加算は、変更なし
- 運動器機能向上加算、事業所評価加算、選択的サービス複数実施加算は、廃止
- 運動器機能向上加算の内容は、基本サービスに内包化
- 高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、送迎減算については、通所介護と同様の内容で新設
- 一体的サービス提供加算を新設

４－３　一体的サービス提供加算（新設）

基本単価	新	旧
一体的サービス提供加算	４８０単位	ー

- １月につき１回算定可能
- 栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのいずれも実施した場合に算定
- 栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定不可

5　通所型緩和サービス

基本単価（1回につき）	新	旧
通所型緩和サービス費Ⅰ （2.5時間以上４時間未満）	２３３単位	１６０単位
通所型緩和サービス費Ⅱ （４時間以上６時間以内）	２９１単位	２６６単位

- 送迎加算片道４７単位、入浴加算４０単位は変更なし
- 高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算は、通所介護と同様の内容で新設
- 処遇改善加算の一本化は、６月から変更

7　通所型短期集中サービス

基本単価（1回につき）	新	旧
通所型短期集中サービス費	３７３単位	３７１単位

- 送迎加算片道４７単位は変更なし
- 理学療法士配置加算は、１５単位/月に変更
- 提供回数は変更なし

8　介護予防ケアマネジメント

基本単価（1回につき）	新	旧
介護予防ケアマネジメント費	４４２単位	４３８単位

- 初回加算、委託連携加算は変更なし
- 介護予防ケアマネジメントBの枠組みを廃止するため、事業対象者、要支援１、２の人の総合事業に係るすべての介護予防ケアマネジメントはAのみを適応
- 高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算は、介護予防支援と同様の内容で新設